

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 10 月 3 日

株式会社ジェイウェイブ

代表取締役社長 山下 智裕

問合せ先： 取締役管理本部長 石川 元貴

TEL： 092-409-0051

URL： <https://www.jwave.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「人を大切にし、人の為に仕事をし、事業拡大と雇用拡大を以って社会に貢献する」という経営理念に基づき事業活動を行っており、この経営理念を実現するため経営管理機能の充実と経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立を目指しております。その為には、社会からの信頼を得られる経営管理組織の運用強化が必要であり、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保、企業倫理に根ざした企業活動、経営の透明性の向上などに取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社センターロック	1,000,000	100.00

支配株主名	株式会社センターロック
親会社名	－

補足説明

株式会社センターロックは、創業者であり、当社の元代表取締役であった山下 裕司氏が議決権の過半数所有する資産管理会社であります。

なお、株式会社センターロックは、2025 年 7 月 18 日に株式会社ジェイウェイブホールディングスから商号変更いたしました。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、内部監査人及び監査法人との連携を図っており、それぞれが行った監査の実施状況と結果等の報告を受けるとともに意見交換を行う三様監査を行い、各監査の実行の確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
靄 国彦	他の会社の出身者										△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
靄 国彦	—	—	同氏は、会社経営の経験及び総務人事部門での豊富な経験を有しております。これらの知見と長年の経験から取締役の職務執行の監査にあたり、的確かつ公正な判断を実施できるものと判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別の報酬開示は行っておりません。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役への情報共有等のサポートは、管理本部を中心に情報提供等を行っております。具体的には、取締役会の議題について十分な熟考期間を確保できるよう取締役会資料を事前配布するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名で構成されており、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会では、法令及び定款、取締役会規程、経営の基本方針の定めるところにより、経営に関する重要事項などについて意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、取締役の業務執行状況を監督しております。

(2) 監査役

当社の監査役は、社外監査役1名で構成されております。監査役は監査役監査基準に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、取締役会に出席し、取締役の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(3) 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室(専任者1名)が担当し、内部監査計画に基づき監査役と連携して本社及び各支店等への内部監査を実施し、代表取締役社長に内部監査の実施状況等の報告を行っております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に対し、監査結果及び改善指示書を通達し、必要に応じ改善状況報告書を提出させることとしております。

また、内部監査従事者を事務局として、監査役及び監査法人との間で三様監査ミーティングを開催し、相互の監査情報を共有して意見交換を図るなど密接に連携しながら、内部統制機能の充実に努めております。

(4) 会計監査

当社は昭和監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査を受けております。監査を執行した公認会計士は田島崇充、近藤哲生の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名、その他1名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報等を掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部を担当部署とし、関係各部署と連携を取りながら、IR 活動を実施してまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	—

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しているものと考えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 当社は、反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じず、取引その他の関係を一切持ちません。 (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況 反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力等排除規程」を策定し、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、当社が新たな取引先と契約を締結する場合の契約書等では、取引が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。
--

Ⅴ. その他

1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

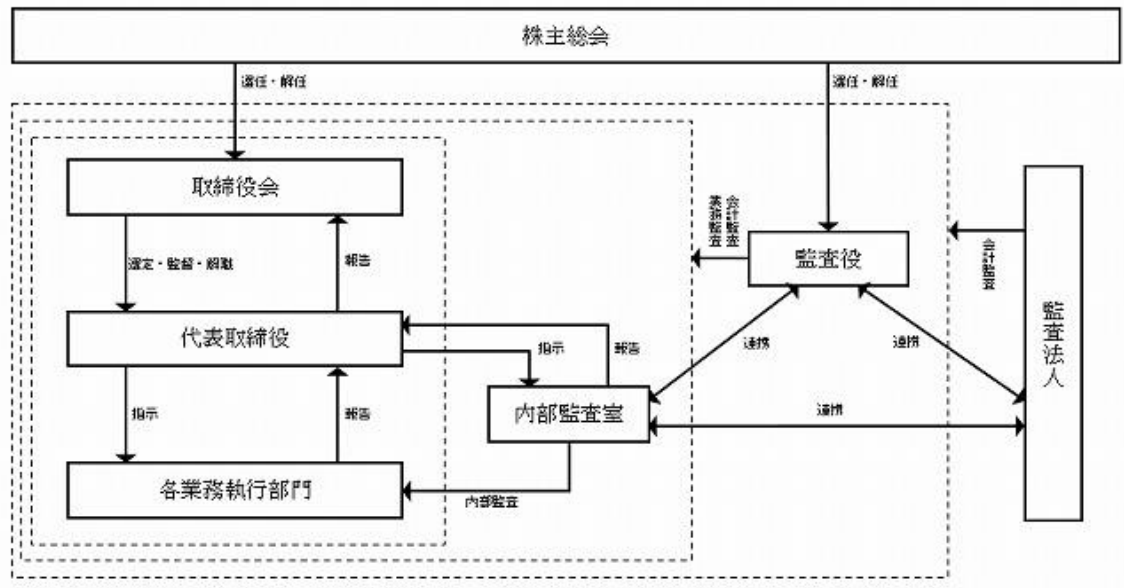
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】

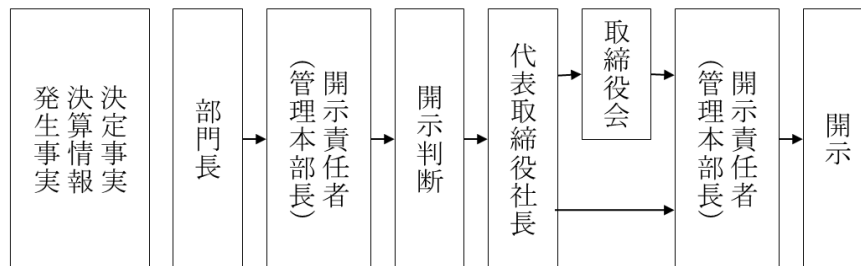
(1) コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



(2) 適時開示体制

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりであります。



以上